

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

代表取締役社長 山口浩行

(コード番号：3390)

問合せ先 経営企画部長 吉永和弘

電話番号 03-3568-1305

## 従業員に対するストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 9 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 10 期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限
  - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記(3)に定める内容の新株予約権500個を上限とする。  
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
  - (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき金銭払込みを要しないこととする。

(3)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

I. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額（以下、「払込金額」という。）は、II. により決定される1株当たりの払込金額に、①に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。

II. 払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価格が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が時価を下回る価額で普通株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行済株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また発行日後に当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成20年6月29日から平成28年6月27日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする（行使期間の最終日が銀行休業日にあたる時は、その直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。）。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- I. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- II. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記I.記載の資本金等増加限度額から上記I.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併

契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、上記②IIに準じて決定する。

V. 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

IX. その他の新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

I. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

II. I. にかかわらず、対象者が取締役、執行役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、執行役、監査役もしくは従業員が「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に規定

される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができる。

⑩ 取締役会への委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、取締役会の決議により決定するものとする。

(注) なお、上記新株予約権の付与方法としては、税法その他の法令の適用状況を踏まえ、最善の方法を決定して参ります。

以 上